

わかやま健康づくりチャレンジ運動実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県の事業所（その所在地が和歌山県内にある事業所をいう。以下「県内事業所」という。）において、職場の健康づくりを広げ、「健康長寿日本一わかやま」を実現するため、和歌山県と全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）の和歌山支部が、共同でわかやま健康づくりチャレンジ運動（以下「チャレンジ運動」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(チャレンジ運動の登録)

第2条 チャレンジ運動に参加するため、チャレンジ運動の登録をしようとする県内事業所について、当該事業所が加入する医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び同法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）が協会けんぽの場合は知事及び協会けんぽ和歌山支部長がチャレンジ運動の登録を行い、協会けんぽ以外の医療保険者に加入する県内事業所の場合は知事がチャレンジ運動の登録を行う。

- 2 チャレンジ運動に登録しようとする県内事業所は、協会けんぽ和歌山支部長を通じて、知事に申込書を提出する。
- 3 知事及び協会けんぽ和歌山支部長は、チャレンジ運動の登録を行ったときは、県内事業所に対し、登録証を交付する。
- 4 知事及び協会けんぽ和歌山支部長は、チャレンジ運動に参加する県内事業所を登録したときは、ホームページで公表する。

(チャレンジ運動の実施内容)

第3条 チャレンジ運動に登録した県内事業所（以下「登録事業所」という。）は、毎年度、従業員の健康を促進する取組を行う。

- 2 知事及び協会けんぽ和歌山支部長は、登録事業所が取り組むメニュー（以下「取組メニュー」という。）と、取組メニューに応じて付与するポイント（以下「ポイント」という。）を決定する。
- 3 登録事業所は、毎年度、知事及び協会けんぽ和歌山支部長の請求に応じ、協会けんぽ和歌山支部長を通じて、知事に対し、第1項の取組について報告を行う。
- 4 知事及び協会けんぽ和歌山支部長は、前項の報告に基づき、登録事業所が行った従業員の健康を促進する取組を指標化した上で、その結果を当該事業所に通知する。

(サポート企業の登録)

第4条 チャレンジ運動の趣旨に賛同し、その普及促進等に取り組む県内事業所（以下「サポート企業」という。）は、サポート企業として登録を受けることができる。

- 2 県内事業所は、サポート企業として登録を受けようとする場合、知事に申込書を提出しなければならない。
- 3 知事は、サポート企業の登録を行ったときは、申請者に対し通知するとともに、ホームページで公表する。

(サポート企業の活動内容)

第5条 サポート企業は、次の各号に掲げる活動の全部又は一部に取り組む。

- (1) チャレンジ運動の勧奨、案内、広報等を県内事業所に行い、チャレンジ運動の普及促進を図る活動。
- (2) 従業員の健康を促進する取組が優れている登録事業所に対し、和歌山県又は国が実施する顕彰制度（「わかやま健康推進事業所認定制度」、「健康経営優良法人認定制度」その他知事が適当と認める顕彰制度をいう。）の勧奨、案内、広報等を当該事業所に行い、顕彰制度の普及促進を図る活動。
- (3) 登録事業所や「わかやま健康推進事業所認定制度」において認定された登録事業所に対し、商品、サービス等の提供、優遇等を行うことでインセンティブを付与し、職場の健康づくりを促進する活動。

(留意事項)

第6条 サポート企業は、その活動を行うに当たり、サポート企業であることを表示することができる。

- 2 サポート企業は、その活動を行うに当たり、前条各号に掲げる行為と自社の営利を直接の目的とする業務とを明確に区別しなければならない。また、サポート企業としての活動を行うに際しては、和歌山県又は協会けんぽ和歌山支部が、特定の県内事業所の事業を推奨していると第三者が誤認することのないよう、十分留意しなければならない。

(サポート企業の取組状況の報告)

第7条 サポート企業は、その取組状況について、知事に対し、報告しなければならない。

(サポート企業の登録の有効期間)

第8条 第4条第1項のサポート企業の登録の有効期間は、登録をした日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(サポート企業の登録の取消し)

第9条 知事は、サポート企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団であるとき。
- (2) サポート企業としての活動が法令等に違反するもの、公序良俗に違反するものその他社会的な信頼性を損なうおそれのあるものであるとき。
- (3) 第6条第2項の規定に違反したとき。

- 2 知事は、前項の規定によりサポート企業の登録の取消しを行ったときは、当該事業所に対し、書面によりその旨を通知する。

(登録事業所の顕彰)

第10条 知事は、わかやま健康推進事業所認定制度（以下「認定制度」という。）により、チャレンジ運動の取組が優れている登録事業所を顕彰する。

(認定制度の申請対象)

第 11 条 認定制度に申請できる登録事業所（国、地方公共団体を除く。）は、次の各号のいずれかを一単位として認定制度の申請を行うものとする。

（1）当該事業所の全部又は一部の事業所を合算したもの

（2）当該事業所の各事業所

（わかやま健康推進事業所の認定要件）

第 12 条 知事は、次の各号の要件を全て満たす登録事業所を、わかやま健康推進事業所として認定する。

（1）取組メニューの中で、別に定める認定の必須項目に全て取り組んでいること。

（2）取組メニューの中で、取り組んだ項目のポイントの合計が別に定めるポイント以上であること。

（3）過去 2 年間に法令に違反し、処分を受けたことがないこと。

（わかやま健康推進事業所の認定）

第 13 条 わかやま健康推進事業所の認定を受けようとする登録事業所は、知事に対し、第 11 条各号に規定する単位ごとに申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書は、申請の対象となる取組メニューに係る第 3 条第 3 項に規定する報告を行った上で、当該取組メニューに係る取組を行った年度の翌年度の 8 月末までに提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、前条各号に掲げる要件を審査して、わかやま健康推進事業所の認定を行う。

4 知事は、前項の認定を行ったときは、申請者に対し、認定証を交付する。

5 知事は、第 3 項の認定を行わないときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知する。

6 知事は、必要があると認めるときは、登録事業所若しくはわかやま健康推進事業所の認定を受けた登録事業所（以下「認定事業所」という。）に対し、報告を求め、又は当該認定に係る質問をすることができる。

7 知事は、認定事業所をホームページで公表する。

（認定事業所の認定の取消し）

第 14 条 知事は、認定事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定事業所の認定を取り消すことができる。

（1）第 12 条各号に規定する認定要件を欠くと認められるとき。

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団であるとき。

（3）認定事業所の活動が法令等に違反するもの、公序良俗に違反するものその他社会的な信頼性を損なうおそれのあるものであるとき。

2 知事は、前項の規定により認定事業所の認定の取消しを行った場合は、当該事業所に対し、書面によりその旨を通知する。

3 第 1 項の規定により認定事業所の認定を取り消された登録事業所は、知事に対し、認定証を返納しなければならない。

（表彰）

第 15 条 知事は、認定事業所のうち、従業員の健康を促進する取組が特に優れている事業所を表彰する。

(健康わかやま県民運動ロゴマークの使用)

第 16 条 認定事業所は、健康わかやま県民運動ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を当該事業所のホームページ、名刺、広告物その他当該事業所の事業活動に供するものに使用することができる。

2 認定事業所は、ロゴマークの使用に関して、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 商品又は役務の品質の保証を目的として使用すること。
- (2) 商品又は役務の品質を保証するものと誤解を招くおそれのある使用をすること。
- (3) 著作権法その他関係法令に違反して使用すること。
- (4) 公序良俗に反するものに使用をすること。

3 知事は、第 15 条第 1 項の規定により認定事業所の認定を取り消した場合又は第 2 項各号のいずれかに該当すると認めた場合には、当該事業所によるロゴマークの使用を中止させることができる。

(和歌山県及び協会けんぽ和歌山支部の連携)

第 17 条 和歌山県及び協会けんぽ和歌山支部は、チャレンジ運動について連携して取り組む。

2 和歌山県及び協会けんぽ和歌山支部は、この要綱において知事又は協会けんぽ和歌山支部長に対して行うこととされている申込み、申請、報告等について、速やかに情報を共有し、当該申込み、申請、報告等に基づき、処分等を行おうとするときは、相互に調整を行う。

3 和歌山県及び協会けんぽ和歌山支部は、チャレンジ運動の実施に関し入手した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めなければならない。

(チャレンジ運動の広報)

第 18 条 チャレンジ運動の広報は、チャレンジ運動の趣旨に反しない範囲において、和歌山県及び協会けんぽ和歌山支部が各自で行うことができる。

(庶務)

第 19 条 チャレンジ運動に関する庶務は、和歌山県福祉保健部健康局健康推進課及び協会けんぽ和歌山支部企画総務グループにおいて行う。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、チャレンジ運動の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 3 日から施行する。